

付託議案の審査

3月定例会において、総務厚生委員会には17件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。主な議案と質疑は次のとおりです。

◆議第6号

高山市行政組織条例の一部改正(ブランド、海外戦略部を新設)

問組織改正に至った背景は。

答各課でそれぞれ実施していた販路拡大事業等を一本化し、役割分担を明確化する。

問新しい部の職員体制は。

答ブランド戦略課は課長以下4人、海外戦略



課は課長以下7人、東京事務所は管理職1人と派遣職員で、部長を含め14人体制を想定している。

問どのような効果を見込んでいるのか。

答今以上の販路拡大への取り組みや情報発信・情報収集等に効果があると期待している。

問具体的な取り組み内容は。

答飛騨高山ブランド戦略を策定する。既存・新規の事業を重ねあわせていきたい。

問東京事務所の役割は。

答首都圏や海外等への情報発信と販路開拓、民間や国等関係機関からの情報収集などを行っている。

問メイドイン飛騨高山認証制度の内容は。

答具体的にはこれからだが、ブランドの信頼を得るための基準等を関係機関とともに構築したい。

◆議第9号

高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正(退職勧奨制度を廃止し、早期退職

募集制度を創設)

問勧奨制度と募集制度の違いは。

答対象職員に一齐に勧奨するのではなく、組織・職員の年齢構成を踏まえ自主退職者を募集するもので、状況により募集しない場合もある。

問勧奨制度の実績と改正後の見込みは。

答平成17年度から25年度までに314名が利用した。改正後の見込みは不明である。

◆議第13号・34号

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正

市有財産の無償譲渡(高山市立こくふ保育園)

問移譲後における高山市の関与は。

答保育の責務は市にあり、移譲後も責任を持つて対応する。

問給食の実施方法は。

答自園調理となるが、地産地消に努めていた

問今後の保育園整備計画は。

答岡本保育園を除く各

保育園は、移譲を推進する方針に変更はない。



こくふ保育園

◆議第15号

高山市介護保険条例の一部改正(介護保険料の改定等)

問保険料基準月額が1月に示された試算より低くなった要因は。

答国の介護報酬の引き下げが確定したことと、5億円の基金を活用したことによる。

問保険料基準月額5,450円は全国的に見てどうなのか。

答国から全国平均は示されていないが、報道では平均5,550円と言われている。

問市民への周知は。

答各地域において説明会を実施する。

問介護保険料の上昇を

抑えるため介護予防事業が重要だが、新規事業の展開は。

答個人にあわせた適切な支援が行える仕組みづくりを考えている。

◆議第19号

高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(介護保険法改正に伴い基準を定めるために制定)

問地域包括支援センターが平成27年度から社会福祉協議会に委託されるが、委託後の市の関わりは。

答市は運営方針を示し、指導監督を行う。

問福祉サービス総合相談窓口の職員体制は。

答地域包括支援センターの担当が本庁6人各支所1人の15人、障がい担当が1人、その他の相談担当が3人である。

問地域包括支援センター運営協議会の概要は。

答地域包括支援センターの公平公正かつ中立な運営の監視や予防プランの審査を行う。

平成27年1月30日に、高次脳機能障がいの周知について家族会から要望をいただきました。

高次脳機能障がいについて

高次脳機能障害とは、脳梗塞・脳外傷・低酸素脳症・脳腫瘍などにより、障がいが残り日常生活において生活制限を余儀なくされる障がいのことを指します。

この「見えない障がい」により、社会に適應できない方々の存在は十分理解されており、国は障がい者として行政支援の対象とする方針ですが、まだまだ認知度が低いのが実情です。

高山市においてもは家族会「つくいす」ができました。

市議会としても、この障がい者で苦しんでいる方、ご家族の方の声を聞き、周知を図るとともに、勉強会やリハビリの充実に取り組んでいきたいと思っております。